志摩市津波避難計画策定業務委託　プロポーザル審査要項

１．審査の対象者

　　　本プロポーザルの審査対象となる事業者は、志摩市津波避難計画策定業務委託プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき参加申込書及び提案書類等を提出した参加者（以下「参加者」という。）に限る。

２．審査の方法

　（１）　志摩市が設置した「志摩市津波避難計画策定業務委託プロポーザル方式選定委員会」（以下「委員会」という。）が参加者の審査を行う。ただし、資格審査については、事務局（総務部　地域防災室）が行う。

　（２）　審査項目、審査基準、点数等は、【別紙１】のとおりとする。

　（３）　第１次審査及び第２次審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに審査項目に対して点数をつける。

　（４）　参加者が１者の場合でも、審査を実施する。

３．第１次審査

　（１）　【別紙１】第１次審査　審査基準に基づき審査を実施する。

　（２）　次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

　　　　　①　参考見積書の見積書合計額（消費税等相当額含む。）（以下｢見積額｣という。）が募集要項２．見積限度額で示す額を超えている場合

　　　　　②　提案書類等について、募集要項６．提案書類等の作成、提出方法に定めた提出方法、提出先、受付期間等に適合しない場合

　　　　　③　提案書類等の提案内容に虚偽がある場合

　　　　　④　参加者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行った場合

　（３）　各委員の審査項目ごとの点数について平均点を算出（小数点第２位以下切捨）し、その合計を第１次審査の点数合計とする。その点数合計の上位５者以内を第２次審査参加資格者として選定する。

　（４）　第１次審査の点数合計が同点の場合は、見積額の安価なものを上位として選定する。見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。

４．第２次審査

　（１）　【別紙１】第２次審査　審査基準に基づき第２次審査（ヒアリング等）を実施する。

　（２）　ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。

　　　　　①　参加者からの提案書類等に関する概要説明　　２０分以内（準備含む）

　　　　　②　参加者へのヒアリング　　　　　　　　　　　２０分程度

　　　　　③　片付け　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５分程度

　　　　　④　参加者の人数は３人以内とし、配置予定の管理技術者及び照査技術者は出席することし、説明は原則として管理技術者が説明すること。なお、病気等により出席できない場合は、事前に発注者の承諾を得ること。ただし、その欠席者の代理出席はできないものとする。

　　　　　⑤　パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。

　　　　　⑥　説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。

　　　　　⑦　企業名、配置予定技術者名等の判別又は推察ができるものを会場内へ持ち込まないこと。また、企業名、配置予定技術者名等の判別又は推察ができる言動はしないこと。

　　　　　⑧　順番については、委員会が決定する。

　（３）　次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

　　　　　①　提案書類等について、募集要項６．提案書類等の作成、提出方法に定めた提出方法、提出先、受付期間等に適合しない場合

　　　　　②　提案書類の提案内容に虚偽があることが明らかな場合

　　　　　③　参加者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

　　　　　④　（２）⑥、⑦に違反した場合、第２次審査を欠席した場合又は委員長の指示に従わなかった場合

　（４）　各委員の審査項目ごとの点数について平均点を算出（小数点第２位以下切捨）し、その合計を第２次審査の点数合計とする。これに第１次審査の点数合計を加えた点数を参加者の総合点数とする。総合点数が最も高い参加者を本業務の受託候補者に決定する。ただし、次の条件を全て満たしていること。

　　　　　①　第１次審査及び第２次審査の総合点数が５０点以上であること。

　　　　　②　第１次審査と第２次審査の審査項目の内、企画力の平均点の合計が３０点以上であること。

　（５）　総合点数が同点の場合は、見積額の安価な参加者を上位として選定し、見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。

【別紙１】

志摩市津波避難計画策定業務　プロポーザル審査基準

◆　第１次審査　審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 審　査　項　目 | | 審　査　基　準 | 点　数 |
| １ | 業務実績 | 企業としての履行実績件数 | 募集要項４．⑥における実績。 | １０ |
| ２ | 企業としての三重県内市町での履行実績の有無 | 募集要項４．⑥における実績。 | ５ |
| ３ | 配置予定の管理技術者の履行実績 | 様式第７号で届け出た実績の中で、今回の配置予定の管理技術者が、業務の管理及び総括等を行う主担当（管理技術者等）として履行した経験の有無。 | ５ |
| ４ | 配置予定の管理技術者及び照査技術者の保有資格 | | 配置予定の管理技術者及び照査技術者のどちらかが、空間情報総括監理技術者の資格を保有しているか。 | ５ |
| ５ | 工程管理 | | 本業務の作業スケジュールの妥当性。 | ５ |
| ６ | 企画力 | 現状把握 | 志摩市の地域特性について把握し、本業務に反映させるような提案がなされているか。 | １０ |
| ７ | 関係法令 | 関係法令について理解し、本業務を実施するにあたって、その関係法令の趣旨と整合性がとれた提案がなされているか。 | １０ |
| 合　　計 | | | | ５０ |

※　第１次審査　詳細な配点基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 審　査　項　目 | 点　数　基　準 |
| １ | 企業としての履行実績件数 | １件　　：　３点  ２件　　：　５点  ３件以上：１０点 |
| ２ | 企業としての三重県内市町での履行実績の有無 | 無：０点  有：５点 |
| ３ | 配置予定の管理技術者の履行実績 | 無：０点  有：５点 |
| ４ | 配置予定の管理技術者及び照査技術者の保有資格 | 保有していない　０点  保有している　　５点 |
| ５ | ・工程管理 | 係　　　数　　　　×１  優れている　　　　５点  やや優れている　　４点  普　　　通　　　　３点  やや劣っている　　２点  劣っている　　　　１点 |
| ６・７ | ・現状把握  ・関係法令等 | 係　　　数　　　　×２  優れている　　　　５点  やや優れている　　４点  普　　　通　　　　３点  やや劣っている　　２点  劣っている　　　　１点 |

◆　第２次審査　審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 審　査　項　目 | | 審　査　基　準 | 点　数 |
| １ | 企画力 | 指針等の理解度 | 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁）（以下「マニュアル」という。）及び津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（国土交通省）（以下「指針」という。）について、本業務を実施していくために、それらを十分理解しているか。 | １５ |
| ２ | 主な業務内容についての注意点 | 本業務内容の中の「避難対象地域の指定」及び「特定避難困難地域の抽出」について、マニュアル及び指針に基づき実施する際の注意点等について適切に整理された提案がなされているか。 | １５ |
| ３ | プレゼン力 | 説明力・説得力 | プレゼンテーションにおいて、提案内容の説明がわかりやすく論理的なものとなっているか。 | １０ |
| ４ | ヒアリング応答性 | ヒアリングにおける応答性が高いかどうか。 | １０ |
| 合　　計 | | | | ５０ |

※　第２次審査　詳細な配点基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 審　査　項　目 | 点　数　基　準 |
| １・２ | ・指針等の理解度  ・主な業務内容についての注意点 | 係　　　数　　　　×３  優れている　　　　５点  やや優れている　　４点  普　　　通　　　　３点  やや劣っている　　２点  劣っている　　　　１点 |
| ３・４ | ・説明力・説得力  ・ヒアリング応答性 | 係　　　数　　　　×２  優れている　　　　５点  やや優れている　　４点  普　　　通　　　　３点  やや劣っている　　２点  劣っている　　　　１点 |